

HOTEL-NIDOM

ご結婚式・ご披露宴・ご宴会・ご会合・ご宿泊 及び 団体ご利用利用規約・承諾書

当ホテルではご結婚式・ご披露宴・ご宴会・ご会合・ご宿泊 及び 団体ご利用のご契約・ご利用に関して、以下の通り定めております。以下を承諾いただくことが、ご契約・ご利用の条件となります。

1. ご契約成立について

ご契約は、お申度を当社が承った時に成立致します。ただし、ご結婚式・披露宴・一定額を超えるご宴会・ご会合・ご宿泊及び団体ご利用の場合には別途当社の定める期日までにお申込金 50,000 円又は別途当社の定める予約金をお支払いいただいた時に成立いたします（当社の定める期日までに申込金又は予約金の支払がない場合には契約は不成立とさせていただきます。）。

2. ご利用料金のお支払いについて

ご利用料金につきましては、打合に基づいて御見積書を作成させていただきます。最新の御見積書の記載内容をもって契約内容とし、これに従ってご請求いたしますので、ご請求額をご利用日の3日前までにお支払いいただきます。但し、「会費制負担分」につきましては、当日お支払いください。ご利用日の3日前までに請求金額の全額（会費制負担分の当日支払予定分を除く。）のお支払がない場合にはキャンセル扱いとなる場合もありますのでご注意ください。尚、当日に差額が発生した場合は追加のご請求をさせていただきます。（この場合、ご請求書発行後、一週間以内にお支払いください。）振込手数料につきましては、お客様のご負担となりますので、予めご了承ください。また、契約の数量等客観的事項に正確な瑕疵があった場合を除き、人的サービスの対応及びイメージや味覚等の主観的な齟齬を理由とする返金又は再提供の要求には一切応じません。お客様の持ち込まれた映像、DVD、音楽等の不具合についても一切責任を負いません。

3. 有料人数の確認

料理等を用意する人数の変更の場合には7日前までに当ホテルの担当係員にご連絡ください。それ以降は全ての手配が完了しておりますので、出席者が減少した場合でも最新の見積書記載の有料人数分の代金をご請求させていただきます。また出席者の増加をお請けできない場合もありますので予めご了承ください。ご宿泊人数の変更につきましては、以下の4.に順じ最新の御見積金額に応じてご請求させていただきます。

4. キャンセル料・期日変更料

お客様の都合によりキャンセルまたは期日変更される場合、次の通りキャンセル料または期日変更料をお支払いいただきます。

- お申込日の7日後より、ご利用日の前日から起算して120日前まで。
 - キャンセル料…お預かりした申込金又は予約金の全額（但し、予約金が5万円未満の場合、又は当ホテルが特約により予約金の支払いを求めている場合には5万円をキャンセル料とさせていただきます。以下単に「5万円」と記載します。）
 - 期日変更料…無料
- ご利用日の前日から起算して119日目以降90日前にあたる日まで
 - キャンセル料…最新の御見積総額の20%（サービス料を除く）（申込金又は予約金はキャンセル料に充当します。）
 - 期日変更料…5万円
- ご利用日の前日から起算して89日目以降60日前にあたる日まで
 - キャンセル料…最新の御見積総額の40%（サービス料を除く）（申込金又は予約金はキャンセル料に充当いたします。）
 - 期日変更料…5万円
- ご利用日の前日から起算して59日目以降30日前にあたる日まで
 - キャンセル料…最新の御見積総額の60%（サービス料を除く）（申込金又は予約金はキャンセル料に充当いたします。）ただし、宿泊料金については、最新の御見積金額の50%（サービス料を除く）
 - 期日変更料…5万円
- ご利用日の前日から起算して29日目以降7日前にあたる日まで
 - キャンセル料…最新の御見積総額の80%（サービス料を除く）（申込金又は予約金はキャンセル料に充当いたします。）ただし、宿泊料金については、ご利用日の前日から起算して29日目以降14日前にあたる日まで最新の御見積金額の70%（サービス料を除く）・ご利用日の前日から起算して13日目以降7日前にあたる日まで最新の御見積金額の80%（サービス料を除く）
 - 期日変更料…5万円とご利用予定宴会室料の全額
- ご利用日の前日から起算して6日目以降2日前にあたる日まで
 - キャンセル料…最新の御見積総額の90%（サービス料を除く）（申込金又は予約金はキャンセル料に充当いたします。）ただし、宿泊料金については、最新の御見積金額の90%（サービス料を除く）
 - 期日変更料…料理・飲み物の見積額の100%
- ご利用日の前日及び当日
 - キャンセル料…最新の御見積総額の100%（サービス料を除く）（申込金又は予約金はキャンセル料に充当いたします。）
 - 期日変更料…料理・飲み物の見積額の100%

※延期は解約の扱いに準じます。ただし、翌年度までに日程の確定している延期の場合にはキャンセル料は発生しません（ただし既に発注手配が完了している衣装・装花・美容・写真・ペーパーアイテム・引き出物などの品目につきましては、延期日の如何にかかわらず、その料金を頂戴いたします。また延期後のキャンセルの場合には遡って延期の対象となった御婚礼等についてのキャンセル料が発生します。）。

5. プラン変更の承諾

婚礼プラン料金は、1から2年で改定します。当ホテルのプラン料金等に変更があった場合、告知を受けて承諾するものとする。

6. 会場の利用時間と追加室料

ご披露宴・ご宴会・ご会合・ご宿泊及び団体ご利用等の使用につきましてプラン表に記載されている利用時間を超過した場合は下記

に定める追加室料をお支払いいただきます。なお、追加室料をいただいてもご契約時間を延長できない場合もありますのでご了承ください。

- 30～60分未満　会場使用料の30%
- 60分以上　会場使用料の100%

7. 装飾・余興等の手配・持込料

ご結婚式・ご披露宴・ご宴会・ご会合・ご宿泊及び団体ご利用に関連する装飾・余興および各種手配等につきましては、当ホテルより指定業者に手配させていただきます。当ホテルの指定業者以外にお客様が直接依頼される場合は、事前に当ホテルが許可した場合に限ります。ただし、持込料は別途頂戴いたします。

8. 施設内における事故・盗難・及び損害賠償請求

金銭その他貴重品につきましては、その価額を申告してフロントにお預けいただかない限り当ホテルの故意または重過失の場合を除き当ホテルでは責任を負いません。又、当ホテルの故意または重過失によらずに生じた事故・盗難につきましては、当ホテルは一切責任を負いかねますので、お客様において貴重品等の管理や事故の防止に十分ご注意ください。お客様もしくはご参列者及びご関係者の故意又は過失により、施設や什器備品が損傷した場合には、お客様にその補償を請求させていただきます。

9. 契約締結の拒否・利用の停止

当ホテルは、次に掲げる場合において、契約の締結に応じません。

- 申込者又は利用者が次のイからハに該当すると当ホテルが認めるもの。
 - イ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）・同条第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）・北海道暴力団の排除に関する条例第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）・暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力（以下総称して「反社会的勢力」という。）。
 - その他刑法上の処罰に罰せられた者、又は過去にそれらの事実があった者。
 - ロ　反社会的勢力が事業活動を支配する法人その他の団体。
 - ハ　役員のうち反社会的勢力に該当する者がある法人その他の団体。
- 申込者又は利用者が当ホテルに対してカスタマーハラスメント（顧客等からのクレーム・言動のうち、当該クレーム・言動の要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当なものであって、当該手段・態様により、労働者の就業環境が害されるものをいう。以下同じ）を行ったとき。当ホテルの提供する商品・サービスに瑕疵・過失が認められない場合、要求の内容が当ホテルの提供する商品・サービスとは関係がない場合、身体的な攻撃（暴行、傷害）、精神的な攻撃（脅迫、中傷、名誉棄損、侮辱、暴言）、土下座の要求、継続的・執拗な言動、拘束的（不退去、居座り、監禁）な行動、性的な言動、社会通念上過大なサービスの要求等を含むがこれに限らない。
- 申込者又は利用者が他のお客様に著しい迷惑を及ぼす言動をする恐れがあるとき。
- ご利用者様が刺青及びタトゥーをしている場合。

10. 解約

以下の場合には、ご結婚式・ご披露宴・ご宴会・ご会合・ご宿泊及び団体ご利用等を解約させていただきます。

- 法令及び公序良俗違反の恐れがある場合
 - 他のお客様に迷惑のかかる恐れがある場合
 - 契約者又は利用者が前記9イ～ハに該当する恐れがある者の場合
 - 申込者又は利用者が当ホテルに対してカスタマーハラスメントを行った場合
 - 天災その他、会場側の責任に帰することのできない事由により会場が使用できない場合
- 尚、上記の場合の解約につきましては、解約にとまなう損害賠償等、金銭のお支払いはいたしかねますのでご了承ください。

11. 禁止事項

次に掲げる各項目につきましては禁止事項となっておりますので、ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

- 犬・猫・鳥その他の愛玩動物、家畜類等の持ち込み。（盲導犬は除く）
- 発火または引火性の物品等の危険物、または悪臭を発する物の持ち込み。
- 賭博等風紀を乱す行為、または他のお客様の御迷惑になるような言動。
- 備付物の移動。
- ご予約等の使用目的以外のご利用。
- 当ホテルで販売したお料理等のお持ち帰り（一部、お持ち帰り用として販売したものは除く）
- 当ホテル内への飲食物の持ち込み。
- その他法令で禁じられている行為。

12. 連帯保証人

連帯保証人は、ご契約から生じる契約者の一切の責務をご負担いただきます。連帯保証人には、下記、連帯保証人引受承諾書に署名し、実印を押印いただきます。連帯保証人が欠けるに至ったとき又は連帯保証人として適当でないとき当ホテルが認めたときは、当ホテルの請求に従い、直ちに当ホテルが承諾する者に連帯保証人を変更しなければなりません。

別紙婚礼プラン・料金表及び上記の利用規約の説明を受け、その内容を承諾して契約し、それらを遵守して利用いたします。

_____年_____月_____日	
	（契約者）自署 _____印
	（連帯保証人）住所 _____
	TEL _____
	自署 _____印